特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金事務			
②事務の概要	国民年金法等に基づき、届出の受理・報告・裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。			
	①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務			
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)			

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第31項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 定める事 務を定める命令(第24条の2)				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(実施する)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の47. 48. 49. 50の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別であための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第26: の2~4)				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	環境福祉部市民課				
②所属長の役職名	市民課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 三好市役所市民課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7611

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 三好市役所市民課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7611

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和]1年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	11年12月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

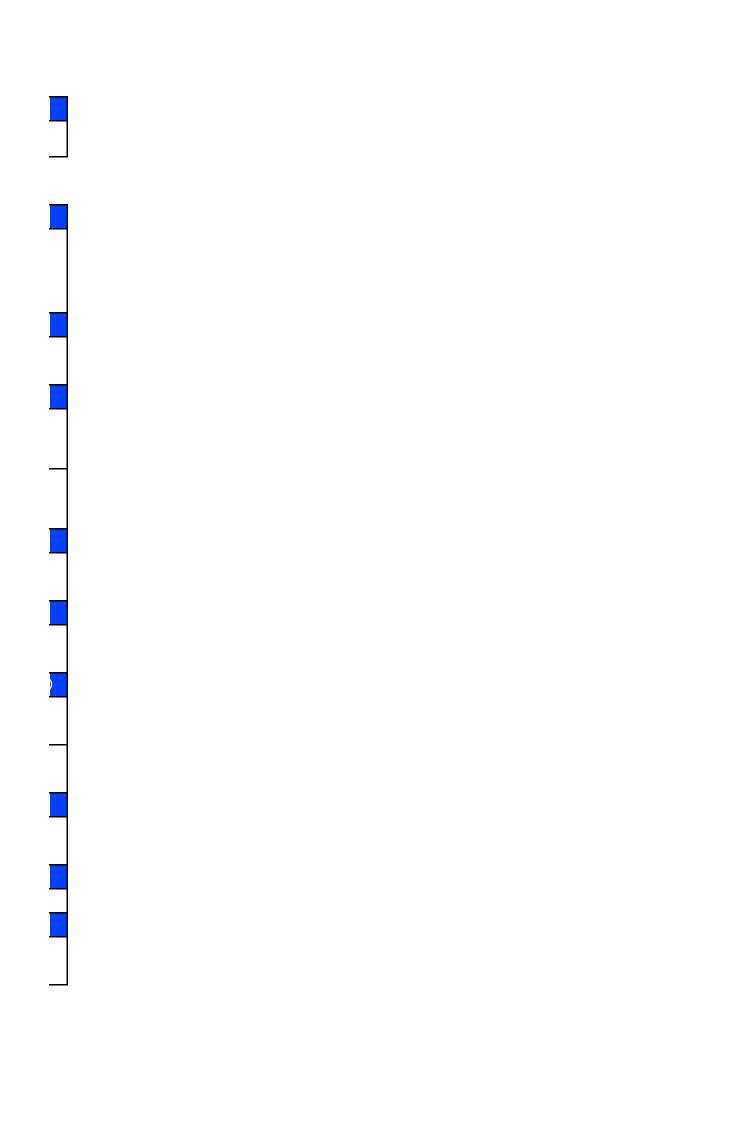
しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 れている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書又は全項	頁目評価書において、リスクジ	対策の詳細が記載さ			
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	青報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手を除く)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か		3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた提供]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監	 查			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	いる			

で



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	3・個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31項	・番号法第9条第1項 別表第一 第31項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事 務を定める命令(第24条の 2)	事後	
平成31年3月27日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の47.48.49.50の 項	・番号法第19条第7号 別表第二の47.48.4 9.50の項・行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(第26条の2~4)	事後	
平成31年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	市民課長 大西 百合子	市民課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成2/年1月1日 時息 	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和3年9月10日		・番号法第19条第7号 別表第二の47.48.4 9.50の項・行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(第26条の2~4)	・番号法第19条第8号 別表第二の47.48.4 9.50の項・行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(第26条の2~4)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明



